



2025年10月20日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 取締役 田中 遼
電話 03-6427-7380 (代表)

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日、下記のとおり詐害行為をはじめとした各種の請求を求める訴えを東京地方裁判所に提起いたしましたのでお知らせいたします。

記

第1 訴訟提起の経緯

1 当社資産の流出

2025年1月1日時点の当社経営陣（監査等委員及び田原取締役を除く。以下「旧経営陣」といいます。）は、2025年1月に開催される予定であった定時株主総会を延期し、その前後に主要子会社をはじめとする当社の多数の財産が流出しています。

その一環として、2025年9月1日付け「株式会社ZEDホールディングス及び株式会社Zaif等に係る係争にお知らせ」で公表したとおり、当社の旧経営陣は、2025年2月3日付「代物弁済に伴う連結子会社の異動(株式譲渡)および個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」のとおり（同年8月27日付け「調査者からの調査報告書(中間報告)の受領について」に添付された調査者の中間報告書も御覧ください。）、

- ① 当社の株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカFHD」といいます。）に対する借入金について、自ら期限の利益を放棄し、さらに、当社が保有していた弁済原資（現預金や上場株式）を流出させた上で、当社子会社のZEDホールディングス（現：株式会社ネクスデジタルグループ、以下「ZEDHD」といいます。）の株式を譲渡することによる返済（代物弁済。以下「本件代物弁済」といいます。）によりZEDHD及びその配下の全事業子会社（株式会社Zaif（以下「Zaif」といいます。）・チューリング株式会社・Digital Credence Technologies Ltd.・株式会社クシムソフト（現：株式会社ネクスソフト。以下「ネクスソフト」といいます。）・株式会社Web3テクノロジーズ）が流出したことをはじめとして、
- ② 当社を代表して、2025年1月24日、ZEDHDをカイカFHDに対して譲渡する直前に、当社からZEDHDに対して無担保・弁済期を10年後（2035年1月23日）として3.2億円を貸し付け、
- ③ 当社が2024年1月11日にZEDHDに対して弁済期を2年後（2026年1月10日）として貸

し付けた1.6億円の貸金について2025年2月3日に弁済期を10年後（2034年1月10日）に変更し、

- ④ 当社が2024年4月25日にZEDHDに対して弁済期を2年後（2026年4月24日）として貸し付けた1.6億円の貸金について2025年2月3日に弁済期を10年後（2034年4月24日）に変更し、
- ⑤ 当社が2024年11月1日に取得したZEDHDに対して有していた2.9億円の貸付金について2025年2月3日に弁済期を10年後（2034年4月24日）に変更し、
- ⑥ 当社がカイカFHDに対して有していた10.28億円の劣後債権を、2025年2月3日に1円で譲渡し、
- ⑦ 当社が保有していた上場株式3銘柄（株式会社フィスコ、株式会社CAICA DIGITAL、株式会社ネクスグループ）の株式を2025年1月27日にWeb 3 テクノロジーズに約8.32億円で譲渡しつつ、うち8億円の譲渡代金については未決済のまま弁済期を10年後（2035年1月26日）にし、
- ⑧ 当社が2022年9月26日にチューリングラムに対して弁済期を5年後（2027年9月30日）として貸し付けた1.1億円について、2025年2月3日に社内における適正手続を経ずに、当時代表取締役であった田中遼の名義を承諾なく印章を利用して弁済期を10年後（2035年1月31日）に変更し、
- ⑨ 当社の子会社である株式会社クシムインサイト（以下「クシムインサイト」という。）を代表して、2024年12月20日、ネクスソフトに対して無担保・弁済期を10年後（2034年12月20日）として0.5億円を送金し、2025年1月27日、ネクスソフトに対して無担保・弁済期を10年後（2035年1月26日）として0.7億円を送金し、
- ⑩ 当社の子会社であるクシムインサイトを代表して、2025年1月27日、Web 3 テクノロジーズに対して無担保・弁済期を10年後（2035年1月26日）として0.4円を送金するなど、様々な資金が流出しました。

2 新株発行無効等の訴えの提起（第1訴訟）

当社は、2025年8月19日付「議決権行使許可・禁止の仮処分の申立て及び新株発行無効等の訴えの提起のお知らせ」で公表したとおり、2025年8月19日、ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを被告として当社の関与なくZEDHDが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴えを提起しました。

当社は、今後、この第1訴訟でZEDHDの株主権に関して争ってまいる予定です。

3 仮処分の敗訴・ZEDHDの株主総会の開催・処分禁止の仮処分

当社は、2025年8月28日付「異議申立てに対する決定の受領及び抗告申立てのお知らせ」及び2025年9月3日付「抗告申立てに係る決定書受領のお知らせ」で公表したとおり、東京地方裁判所・東京高等裁判所の決定で敗訴しました。

もっとも、上記決定の一方で、大阪地方裁判所堺支部による2025年8月4日付け株主総会招集許可においては、ネクスグループ取締役が兼務するZEDHD経営陣による反論が認められず、当社が株主であると主張して申し立てた内容に対して許可決定が確定し、かつ、大阪地方裁判所堺支部の株主総会の開催許可自体は有効であります。

議決権行使禁止の仮処分の債務者が当該仮処分に反して議決権を行使し、株主総会決議が成立した場合において、当該仮処分違反の事実が当該株主総会決議の取消事由に該当するか否かは学説上争いがあるところです。議決権行使禁止の仮処分は、その当事者間に不作為義務を課しただけのもので、当事者ではない会社にその効力を及ぼすものではないとして、仮処分違反の事実が当該株主総会決議の瑕疵に当たすることを否定する学説があり、直ちに決議の取消事由に当たるとはいえませんが、そこで、当社は、本案訴訟でZEDHDの株主権の紛争で勝訴した後に速やかに経営権を回復できるよう、2025年9月3日、ZEDHDの株主総会を開催して役員を変更する決議をしつつ、同日、ZEDHDが保有していた各子会社のZ

aif・チューリング・Digital Credence Technologies Ltd. クシムソフト（現：株式会社ネクスソフト）・Web 3 テクノロジーズの株主総会の決議を変更して役員を変更する決議をいたしました。

また、2025年10月14日付「株式会社Zaif株式譲渡の禁止に係る仮処分決定のお知らせ」で公表したとおり、当社は、2025年9月4日付けで、詐害行為取消請求権を行使するに先立って大阪地方裁判所岸和田支部にZaif株式の処分禁止の仮処分を申し立て、大阪地方裁判所岸和田支部が2025年9月25日に仮処分決定をしました。

なお、本仮処分について、ネクスグループによる2025年10月15日付開示「株式会社クシムによる適時開示に関する当社の見解について」において、当社代理人が1億円を供託金として用立てて担保として支払ったと記載していますが、供託金は当社現金から支出しており、クシム代理人が「用立てた」事実は一切なく、誤情報であることを申し添えます。

4 当社の方針

当社は、今後、流出した資産等を取り戻すべく、上記1①に限らず（第1訴訟）、②から⑩までに関して、関係者に対して訴訟提起をする方針を決定しました。

なお、当社の認識としては、上記3のとおり既にZEDHDの代表者は変更した認識である上に、当社は、ZEDHDの株主権やZEDHDが発行した新株発行等に関する有効性について争っているところです（第1訴訟）。

当社としては、ネクスグループが仮処分に反してZaifを第三者に処分するとは考えておりませんが、ネクスグループがZaifを第三者に処分した場合には、当社は、ZEDHDに対して債権を有している認識であるため、下記第2事件に関連して譲受人に対しても詐害行為取消請求権、損害賠償請求をする予定であります。

第2 第2訴訟

1 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 訴訟提起日 2025年10月20日

2 訴訟を提起した相手方

- (1) 原告
株式会社クシム
- (2) 被告
旧経営陣
株式会社ネクスグループ
株式会社ネクスデジタルグループ（旧：株式会社ZEDホールディングス）

株式会社カイカフィナンシャルホールディングス
株式会社Web3テクノロジーズ

3 訴訟の内容

本件は、当社グループからの資産・資金の流出等に関し、①詐害行為取消、②貸付金の返還等、③債権譲渡等に係る損害賠償・返還、④株式譲渡代金の支払等を求めるものです。主位的請求（利息等別）の合計は約30.13億円であり、一部に予備的（選択的）請求を付しています。

なお、各請求には、別途、約定利息・法定利息・遅延損害金の支払を併せて求めています。主位的・予備的請求は選択的であり、合算しません。

(1) 詐害行為取消請求

被告間で2025年7月11日に締結された株式譲渡契約及び準消費貸借契約の取消

(2) 共同不法行為に基づく損害賠償、貸付金返還等

ネクスデジタルグループ向け貸付に関し、主位として共同不法行為に基づく損害賠償又は予備的に旧経営陣の任務懈怠責任に基づく損害賠償請求又は不当利得返還・貸金返還請求(3.2億円、1.6億円、2億円、2.9億円)

(3) 債権譲渡等に係る損害賠償・返還

当社のカイカFHD向け債権(10.28億円)に関し、主位として被告各名に対する約11.3億円の連帯支払、予備的に旧経営陣の任務懈怠責任に基づく損害賠償請求又はネクスデジタルグループに対する各社債・貸金の返還請求

(4) Web3テクノロジーズ関連

当社からの8億円の流出に関して、主位として共同不法行為に基づく旧経営陣に対する8.8億円の連帯支払、予備として同社に対する株式譲渡代金8億円の支払

4 訴訟提起に至った理由

第1に記載したとおりです。

5 今後の見通し

訴訟に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

6 業績に与える影響について

当社の業績に与える影響につきましては、影響が判明した段階で速やかにお知らせいたします。

第3 第3訴訟

1 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 訴訟提起日 2025年10月20日

2 訴訟を提起した者及び相手方

- (1) 原告
 - 株式会社クシム
 - 株式会社クシムインサイト
- (2) 被告
 - 旧経営陣
 - 株式会社チューリングラム

株式会社Web3テクノロジーズ
株式会社ネクスソフト

3 訴訟の内容

本件は、当社及び子会社からの資金流出・貸付等に関し、貸付金返還、不当利得返還、共同不法行為に基づく損害賠償等を求めるものです。主位的請求の合計は約2.86億円で、一部予備的(選択的)請求を付しています。

なお、各請求には、別途、約定利息・法定利息・遅延損害金の支払を併せて求めています。主位的・予備的請求は選択的であり、合算しません。

(1) チューリングラム向け貸付 (原告 クシム)

被告チューリングラムに対する1.1億円の貸付金返還請求

(2) Web3テクノロジーズ関連 (原告 クシムインサイト)

クシムインサイトからの送金に関し、主位として0.44億円 (連帯)、予備的に旧経営陣の任務懈怠責任に基づく損害賠償請求として0.44億円又は0.4億円の不当利得返還請求

(3) ネクスソフト関連 (原告 クシムインサイト)

クシムインサイトからの送金に関し、主位として1.32億円 (連帯)、予備的に旧経営陣の任務懈怠責任に基づく損害賠償請求として1.32億円又は1.2億円 (0.5億円分及び0.7億円分の送金に係る返還等)

4 訴訟提起に至った理由

第1に記載のとおりです。

5 今後の見通し

訴訟に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

6 業績に与える影響について

当社の業績に与える影響につきましては、影響が判明した段階で速やかにお知らせいたします。

以 上